

低濃度PCB含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた検討会（第1回） 議事要旨

日時：2024年10月31日（木）10:00-12:00

場所：本館9階東1-1共用会議室及びリモート

出席者：

渡邊委員、金原委員、織委員、大森委員、米良委員

（オブザーバー）

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 長田技術顧問、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 馬飼野参事、電気保安協会全国連絡会 佐藤技術部長、関東電気保安協会 事業推進部 芹澤保安グループマネージャー、全国電気管理技術者協会連合会 金谷常任理事、電気事業連合会 微量PCB問題検討委員会 小林委員長、電気事業連合会 立地電源環境部 志田尾副部長、送配電網協議会 工務部 西村副部長、一般社団法人 日本電機工業会 PCB処理検討専門委員会 玉谷委員長、一般社団法人 日本電機工業会 環境ビジネス部 斎藤部長、一般社団法人 日本電機工業会 環境ビジネス部 吉田PCB処理推進課長

環境省 廃棄物規制課、経済産業省 資源循環経済課環境管理推進室

議事概要：

（事務局から資料2-1、環境省から資料2-2、電気保安協会全国連絡会から資料3-1、全国電気管理技術者協会連合会から資料3-2、電気事業連合会・送配電網協議会から資料3-3の説明後、各委員・オブザーバーからの主なコメントは以下のとおり。）

●中小企業の設置者にとっての課題

- ・低濃度PCB廃棄物の適正な処分については、環境汚染の拡大を防止する観点からも重要であり、しっかりと廃絶していく必要がある。
- ・低濃度PCB含有電気工作物の数は高濃度と比較して数量的に圧倒的に多く、その廃絶に向けては慎重、かつ丁寧な対応を求めたい。
- ・令和9年3月31日までの処理を進めていくにあたり、基本的に処理期限が近づくにつれて無害化処理施設の負担が増え、処理速度が上がるという意味合いにおいて、配電盤等電気設備の供給も逼迫局面に入る。反面、大都会を中心に建設需要が高まっており、それに伴いコンデンサー等機器類は納期遅延が目立つ。PCB含有電気工作物としての設

備更新のスケジューリングは、旺盛な建設需要との兼ね合いの中で、納期を見越しながら設置・回収をしていかなくてはいけない。

- ・ビルオーナー側にも、設備更新のための蓄えをしている者は少数にとどまると思われる。特に中小の経営者などは、コロナのあおり等からまだ貯金に回せるほど旺盛な需要が走っていないのでは、というのが率直な感想。

●費用補助等の支援策

- ・設備の更新や処分費用については、中小企業に対しての補助金等の支援をお願いしたい。
- ・使用設備については、使えるものはそのまま使いたいというのが中小企業の経営者においては多数を占める。国の求めに応じ設備を更新しなければならないとなると、高濃度処分の調査費、濃度分析の調査費、運搬費、廃棄費など、相応の費用の負担を強いられることになる。設備更新にかかる費用、そして、処分にかかる費用については、一定の期間において活用することができる補助金の検討など、十分な支援策をお願いしたい。
- ・低濃度P C B含有が確認されたものについても、例えば保管場所に油漏れがあった場合の対策用として防水パンの設置を求める等の条件がかけられることがある。中小企業にとっては、わずかでも補助金制度で賄い、検査・廃棄を推進できる形をつくっていくと良いのではないか。
- ・更新で入れ替えるトランス、コンデンサーが入らない場合も想定される。工期延長に伴う、万が一の休業補償のような話もあり得るため、制度的な配慮が必要。

●周知・啓蒙の推進

- ・比較的小さな中小企業にとっては、P C B含有の有無の確認はメーカーでなく、その設置者の責任で行う、という認識が行き届いていない。中小企業にとって分かりやすいチラシ、例えば、テレビCMなどにより周知することが適切。
- ・設置者というのは電気が順調に供給されていれば良く、機器にP C Bが含有しているがしていまいが関係ないというスタンスであり、P C B含有はむしろ機器側の責任で、製造者が責任を持って調査、検査、取替えを行わなければいけないと考える方が一般的。メーカーが不良品を出して、その不良品の検査・処分費用まで設置者が出すべきなのか

というような意見もあり、リーフレット等を使った啓蒙活動等々を行うことが重要。

●低濃度P C Bの含有が疑われる機器の特定、基準の明確化

- ・廃棄の対象となる電気工作物や機器の判断基準を明確に示していただきたい。
- ・低濃度P C Bが含まれていることを疑われている機器等、種類や製造年代を明確にし、周知をすることにより、自社で保有している機器等が廃棄の対象となるのか、ならないのか、理解が進む。
- ・明らかに含有されている低濃度のもので分かりやすいもの、類型化して大量にあるようなものをいかに拾っていくかということが重要。

●今後の制度への要望（届出制度の簡素化）

- ・事務処理関係も見落とされがちな論点であるので留意願う。現状の日本国内の中小企業において、人手が充足している事業者は極めて少なく、現場にとって煩雑なものにならないよう制度整備いただきたい。
- ・中小の事業者においては、実際にどこに低濃度P C Bが入っているのかも分からず届出をするという、実務的には「面倒事」を強いるもの。何らかメリットを感じさせるインセンティブや、業界と国とのサポート体制というものが必須。
- ・届出制度に実効性あらしめるためには、中小企業の業界団体やメーカーのバックアップが必要。制度的には、中小企業の個々の届出に期待するよりも、これらのバックアップの下で、ある程度の類型的なものを確実に拾っていくなど、現実的な戦略を同時に立てていく必要があるのではないか。
- ・現行法令においては、電気事業法とP C Bの特措法の二法で規制されているが、今後に向けては、法令等で2027年4月以降のP C B含有及び疑い電気工作物や機器の使用・廃止に関する扱いを規定することや、二重管理のような形にならないよう実態を踏まえた合理的な制度とするための検討が重要となる。

●低濃度P C B廃棄物の処理能力、調査への協力呼びかけ

- ・無害化処理認定業者から課題なども聞くが、十分な処理能力があるのに、十分処分できるだけの量を受諾できていないというような声が上がっている。P C B特措法ではP C B廃棄物の届出を行うため、使用中のものについては届出の義務がなく、このことに起

因し、現在使用中のものの数量の把握が難しくなっている。潜在的に残っている量は30万台程と推計しており、昨年12月頃に一斉に業界団体を通じ、ウェブ等で調査を行った。中小零細の事業者が潜在的に保有する台数の調査、把握を進めたいため、今後も協力を仰ぎたい。

●低濃度P C B混入の原因究明の取組

- ・日本電機工業会（J EMA）は、P C Bの問題が判明して以降、各メーカーでP C Bの含有の可能性など、情報確認・調査をしつつユーザーにP C Bの含有の可能性について情報提供、報告書等の取りまとめをしながら、各メーカーとJ EMAのホームページでも報告をしている。現在もP C Bの関係は、J EMA内で委員会を設置しながら、年間3、4回ぐらいの委員会を開き、メーカー間や省庁への情報提供・情報交換を行っている。

●処理の状況

- ・C O Pの中では、各国がどこまで処理が進行しているかを2年に一度確認しており、条約上の2028年の期限に向け、日本は肅々と処理を進めているところ。世界的には先進的に処理を行っているように捉えられている。
- ・無害化処理施設において、処理能力があるにも関わらず物が入ってこない（処理裕度がある）という状況であれば、P C B含有が疑われるにとどまる、ある程度グレーなものも処分できるのではないか。

●その他の提言

- ・P C Bの含有されている電気設備機器は静止機器が多く駆動部がないため、寿命が長く、通常50～60年は正常に動く。特に封じ切り機器のコンデンサーについては長い年数使用されていると推測される。主任技術者による点検の際、メーカーあるいは製造年等々を検査し、例えば、確認済マーク、良品マーク、要検査マークなどをつければ、今後の対応についても、廃棄時・検査時でも有用かつ速やかな検査・廃棄ができるのではないか。
- ・検討対象が低濃度P C Bのため大きな問題にはならないものの、機器における含有が判明した後に、保管を経ずにすぐ処理するような体制をつくるというのが重要。経年劣化によるパッキンの劣化など、年数が経てば機器自体から漏洩する事故に発展する危険性

が見込まれる。迅速な対応についても推奨するべきではないか。